

問 障害者支援課 ☎ 435-1060、FAX431-2840

ろう者\*とろう者でない人が共生することのできる地域社会の実現を目指すため、平成28年3月28日に和歌山市手話言語条例が施行されました。この条例は、手話が日本語などと同じ「言語」であるとの認識から生まれたものです。条例施行から3年余り、今回の特集では手話の普及を目指す和歌山市の取り組みについて紹介します。\*聴覚に障害のある方のうち、主として手話を使用する方

## 本格的に学ぶ

本市では、はじめて手話を学ぶ方のための講座として「意思疎通支援奉仕員養成講座」を開講しています。入門課程、基礎課程、レベルアップ課程ⅠⅡとコースが分かれており、ステップアップしながら学ぶことができます。

※詳細は市HP (ID:1012438)



### 意思疎通支援奉仕員養成講座

**入門課程 (全22回)**  
あいさつや日常会話などを学びます。

初めての方は  
ここから!!

**基礎課程 (全21回)**  
手話の文法に従って学びます。

もう少し学びたい...

**レベルアップ課程Ⅰ (全8回)**  
**レベルアップ課程Ⅱ (全10回)**

基礎課程の復習を中心に学び、手話通訳者養成講座(右記参照)の受講へつなげます。

あらたに今年  
6月から開始



基礎課程またはレベルアップ課程を修了後、「手話通訳者」を目指してチャレンジ!!

### 和歌山県手話通訳者養成講座

和歌山県聴覚障害者情報センター  
☎ 421-6311、FAX421-6411

手話通訳者として必要な知識を身につけて、手話語い・表現技術などの習得を目指します。修了すると「手話通訳者」として活躍可能に。

## 市役所で気軽に学ぶ

簡単な日常会話を中心に手話を学ぶ「手話ロビー講座」を開講しています。

- 日時/毎月第3金曜日 12時30分～13時30分 (右表参照 ※8月は休講)
- 場所/市役所本庁舎1階ロビー 偉人・先人コーナー (総合案内所横)
- 対象/来庁者(どなたでも参加できます)
- 費用/無料

年間日程(予定)
6月21日
7月12日
8月休講
9月20日
10月18日
11月15日
12月20日
1月17日
2月21日
3月13日



## 出前講座で学ぶ



職員が地域に出向き講座を行う「出前講座」でも手話を学ぶことができます。詳細は市HP (ID:1001167) ※私立・公立幼稚園・小学校・中学校、市立高校からの申込については、「教育パワーアップ! 出前講座」で受け付けています。詳しくは、学校教育課 ☎ 435-1139、FAX431-9629へ。

## 動画で学ぶ



あいさつなど簡単な手話を学ぶことができる「和歌山市手話動画」を市のホームページに掲載しています。詳細は市HP (ID:1017329)

手話動画を見よう!

QRコードを読み取ると、市HPへ移動します。



## 手話でコミュニケーションをとる方向けに

### どこでも手話電話サービス

インターネットを通じて、聴覚に障害のある方が、市役所の手話通訳者に手話(映像)で電話したい内容を伝えます。その内容を、手話通訳者が代わりに電話で伝えることで、聴覚に障害のある方は市役所に来庁することなく、どこにいても電話での意思疎通が可能になります。

※利用には Skype のダウンロードが必要です。詳細は市HP (ID:1017328)



### ～サービスの仕組み～



### 手話通訳者の派遣

聴覚に障害のある方が、公的機関や医療機関などへ出かけるために手話通訳が必要な場合、要請があれば手話通訳者を派遣します。



「ご存知ですか? 障害者マーク」

聴覚障害を示します。手話や筆談で話したり、正面を向いてゆっくりはつきり話したりしましょう。

ます。められたいや普及が求められます。



手話であいさつする尾花市長

こうしたなかで、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」や平成23年に改正された「障害者基本法」において、手話が言語として位置づけられ、本市でも平成28年に「和歌山市手話言語条例」が施行されるなど、手話に対する理解が求められています。

明治11年に「京都盲啞院」が設立され、手話が使われ始めたのが日本の手話の起源といわれています。意思疎通を行う手段として、ろう者は手話を大切にしてきましたが、言語として認められず、長い間不便な環境で過ごしてきました。

手話の歩み